を満たすこと。なお、設計業務期間及び製作期間においては専任の義務はない。本工事の契約時期及び現場着手時期は詳細設計業務を踏まえ、工事契約時に決定することを考えている。(詳細は説明書参照)

イ）下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・一級土木施工管理技士

・技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））

ロ）平成５年度以降（過去30年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑤の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

・斜張橋（道路橋（歩道橋を除く））において、鋼製主塔及び鋼桁を架設した工事（鋼製主塔と鋼桁は別件工事でも良いが両方の経験）

ハ）監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ）専任の監理技術者等にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑦　設計技術者　基本協定に基づく設計業務において、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。また、管理技術者及び照査技術者は、イ）及びロ）に掲げる基準、担当技術者はロ）に掲げる基準を満たす技術者を配置すること。(詳細は説明書参照)

イ）下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・技術士（総合技術監理部門又は建設部門（鋼構造及びコンクリート））

・ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

・土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者（鋼・コンクリート、設計、橋梁）

ロ）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑵　技術提案書　当該工事における技術提案を記載した技術提案書が適切であること。

⑶　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑷　会社更生法・民事再生法　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、当該手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。

⑸　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（競争参加資格の確認の基準日の前年度及び前々年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、各年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

また、上記⑴に示す一般競争参加資格の認定と同じ工事工種で令和元年７月１日以降の公告工事において、しゅん工時の工事成績評定点が50点未満の通知を受けた日の年度、翌年度でないこと、あるいは40点未満の通知を受けた日の年度、翌年度、翌々年度でないこと。

⑹　競争参加停止措置　申請書等の提出期限日から設計業務の契約締結までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和５年阪神高速細則第１号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

⑺　設計共同体　設計共同体を結成する場合については、説明書を参照すること。

⑻　設計業務等の受託者との関連　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、本工事に係る設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。(詳細は説明書参照)

⑼　競争参加者間の資本・人的関係　本競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(詳細は説明書参照)

⑽　特定建設工事共同企業体　特定建設工事共同企業体を結成する場合については、説明書を参照すること。

３　技術提案・交渉方式に関する事項

⑴　技術提案書　下記⑶に示す評価項目に対する本工事における技術提案書の記載が適切であること。また、技術提案書は自己の責任において作成を行うこと。なお、技術提案書が他の競争参加者のものと酷似していると認められる場合は、当該項目について最低評価とする。なお、詳細については、説明書を参照すること。

⑵　技術提案・交渉方式　本工事の技術提案・交渉方式は、以下の方法により優先交渉権者を選定する方式とする。なお、詳細については説明書を参照すること。

①　技術提案書の評価、高難度指定工事受注実績及び設計業務の配置予定技術者（管理技術者・担当技術者）へのヒアリングによる評価に応じて技術評価点を付与する。

②　技術評価点により、優先交渉権者を選定する。

⑶　評価項目及び評価点　評価項目と評価点（最大点）の内容を以下に示す。なお、詳細については、説明書を参照すること。

・技術提案書の評価（113点）

・高難度指定工事受注実績（２点）

・設計業務の配置予定技術者（管理技術者・担当技術者）へのヒアリング（30点）

⑷　優先交渉権者選定に関する事項　技術提案書を提出した者の中から、評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。評価点の最も高い者が２者以上あるときは、特定テーマ⑴の評価点が上位である者を優先交渉権者として選定する。特定テーマ⑴の評価点も同じ場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。優先交渉権者として選定した者には書面又は電子メール等により通知する。

なお、本工事の優先交渉権者選定に先立ち西工区工事の優先交渉権者を選定するものとし、西工区工事の優先交渉権者と同一の者が本工事への競争参加申請を行っている場合は、本工事の競争参加資格を失うものとする。

また、本工事の優先交渉権者と同一の者が西工区工事への競争参加申請を行っている場合は、西工区工事の競争参加資格を失うものとする。

交渉権がないと認められた者に対しては、非選定とした旨とその理由を同じく書面又は電子メール等により通知する。

それ以外の者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨を同じく書面又は電子メール等により通知する。

なお、次順位の交渉権者においては、非特定の通知までの期間にあっては書面により交渉権の辞退を申し出ることができる。

⑸　技術提案の履行に関する事項　技術提案書等に記載した内容は、契約書に添付のうえ履行すること。(詳細は説明書参照)

４　手続等

⑴　担当部署　〒530―0005 大阪市北区中之島３－２－４　阪神高速道路株式会社　建設事業本部建設企画部　総務・経理課　電話06―6232―6656

⑵　交付図書及び閲覧資料　説明書、契約書案、現場説明書、金額を記載しない設計書（金抜設計書）、仕様書等（以下「交付図書等」という。）は、次のとおり交付又は閲覧する。

①　交付期間　令和５年11月１日（水）から令和５年12月６日（水）(土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日)(以下「休日」という。)を除く。)午後４時まで。